

国際教養大学研究運営委員会規程

平成 25 年 4 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 7 0 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人国際教養大学（以下、「本学」という。）の研究の推進に関する事項を審議し、もって研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、国際教養大学学則第 21 条に基づき、研究運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、研究および出版に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内研究費および学長プロジェクト研究費の運用指針に関する事
- (2) 学内研究費および学長プロジェクト研究費の配分審査に関する事
- (3) 教員の研究活動の評価方法に関する事
- (4) 教員の研究活動に関する改善への取組に関する事
- (5) 公立大学法人国際教養大学出版会の管理運営に関する事
- (6) 外部研究費の獲得に関する事
- (7) 研究倫理に関する事
- (8) その他研究に関して委員長が必要と認めた事

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（学務担当）
- (3) 学務部長又はその代理として学長が指名する者
- (4) グローバル・ビジネス課程長又はその代理として学長が指名する者
- (5) グローバル・スタディズ課程長又はその代理として学長が指名する者
- (6) 英語集中プログラム代表又はその代理として学長が指名する者
- (7) 基盤教育代表又はその代理として学長が指名する者
- (8) 日本語プログラム代表又はその代理として学長が指名する者
- (9) 教職課程代表又はその代理として学長が指名する者
- (10) アジア地域研究連携機構長又はその代理として学長が指名する者
- (11) 専門職大学院研究科長又はその代理として学長が指名する者
- (12) 本学紀要の編集長またはその代理として学長が指名する者
- (13) その他学長が指名する者 2 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副学長（学務担当）がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(会議)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は、第2条に定める審議事項に関し、研究及び研究成果公開の促進を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、国際教養大学事務局研究・地域連携支援課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。